

パブリック・コメント手続の概要

案件名【 第10次中野区交通安全計画（案）】

へのご意見を募集します。ご意見をお寄せください。

■案件の概要

※裏面に掲載

■公表案

公表案については、防災・都市安全分野 交通対策担当、区政資料センター、区民活動センターの窓口にて閲覧することができます。

■案の公表期間及びご意見等募集期間

平成29年2月8日（水曜日）から平成29年3月1日（水曜日）

■ご意見等の提出方法

公表された案に対する具体的な意見（修正を求める場合はその理由も）を提出してください。意見は、公表された案に沿って具体的に述べてください。単に「賛否」のみを記載した意見は、パブリック・コメント手続による意見とみなされませんのでご注意ください。

氏名又は団体名、住所又は団体所在地（区内に住所がない場合は通学先・勤務先）を明記のうえ、メール、郵便又はFAXでお寄せください。

◇郵便の場合は 〒164-8501

中野区中野4-8-1 中野区役所 防災・都市安全分野 交通対策担当宛

◇FAXの場合は 03-3228-5675 防災・都市安全分野 交通対策担当宛

◇メールの場合は

ご意見のほか、住所・氏名等必要事項を明記の上、交通対策担当宛に送信してください。
(電子メールの送り先 bosaitosianzen@city.tokyo-nakano.lg.jp)

■ご意見提出のできる方

中野区に住所、勤務先、通学先のある方、中野区に事業所や事務所のある個人又は団体、案件に直接利害関係を有する方（利害関係を有する理由を記入していただきます）

■結果の公表

ご意見提出期間終了後、寄せられたご意見等を考慮して区の最終案を決定します。決定した内容と寄せられたご意見等及び区の考え方は、平成29年3月下旬に公表する予定です。

なお、ご意見を提出された個人又は団体に対し、個別に回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

【問合せ先】 防災・都市安全分野 交通対策担当 電話 03-3228-8886 FAX 03-3228-5675

■案件の概要

1 計画策定の趣旨・経過

中野区交通安全計画は、区の交通安全対策の総合的な推進を図るため、中野区の陸上交通の安全に関する諸施策を定めるものであり、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年以降、5年ごとに9次にわたって策定し、中野区及び関係行政機関等が各種の施策を実施してきた。

今回、国の第10次交通安全基本計画、都の第10次東京都交通安全計画の策定を受け、第10次中野区交通安全計画(案)を策定した。策定にあたっては、中野区交通安全対策協議会・同幹事会のメンバーである中野・野方両警察署、東京都第三建設事務所及び区関係分野の協力の下、計画(案)を取りまとめた。

2 計画(案)の概要

(1)計画年度 2016（平成28）年度～2020（平成32）年度

(2)重点施策

中野区における交通事故の実態を分析し、以下の重点施策を定めた。

① 高齢者の交通安全の確保

急速な高齢社会を迎え、今後も高齢者の交通事故の増大が予想されることから重点施策とした。

② 自転車の安全利用の推進

近年、自転車利用者のルール違反やマナーの低下などが問題となっており、区内の自転車事故についても毎年約200件200人の負傷者がでており、交通事故における自転車事故の割合も約4割と、東京都の約3割と比べ高い状況が続いていることなどから重点施策とした。

③ 二輪車事故等の防止

区内では、過去5年間に二輪車の事故で4人が亡くなり、毎年約100人の負傷者が出ていることから重点施策とした。

④ 飲酒運転の根絶

事故件数自体は減少してきたが、飲酒運転による悲惨な交通事故が絶えないことから重点施策とした。

(3)目標

- ① 区内の年間交通事故件数 500件以下（第9次の目標は730件以下）
- ② 区内の年間高齢者交通事故死傷者数 70人以下（第9次の目標は70人件以下）
（新規）
- ③ 区内の年間自転車関連交通事故件数 195件以下